

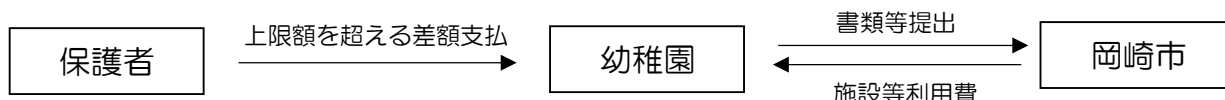
# 幼児教育・保育の無償化に係る給付について

私立幼稚園（新制度未移行）に関する無償化に係る施設等利用費の給付の流れは以下のとおりです。

## 1 施設等利用費の給付

### 入園料・保育料

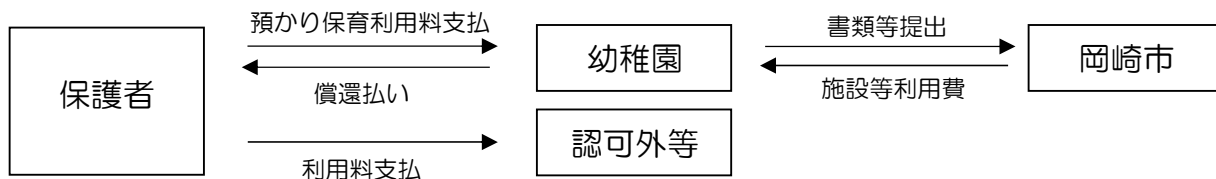
上限（月額 25,700 円）の範囲内であれば、入園料・保育料を幼稚園に支払う必要はありません。上限を超える分は、幼稚園に差額を支払うことになります。



### 預かり保育利用料等

各幼稚園に支払った利用料に対して、上限の範囲内で幼稚園を通じて給付します。

上限は、利用日額 450 円かつ月額 11,300 円（年少～年長児）または 16,300 円（満3歳児）です。



## 2 提出書類

幼稚園の預かり保育及び認可外保育施設等を利用されたかたは、以下の書類を幼稚園までご提出ください。締切日は幼稚園までお問合せください。

- ①施設等利用費に係る委任状（幼稚園から配布されます） ※初回請求時のみ
- ②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼支援提供証明書  
（利用施設から発行されます）

お問合せ先  
岡崎市こども部 保育課  
福社会館3階

TEL : 0564-23-6175 FAX : 0564-23-6540